

## ●特定課題セッション1 — ソーシャルワーク実践としての権利擁護

コーディネーター 岩間伸之（大阪市立大学）

特定課題セッション I は、「ソーシャルワーク実践と権利擁護」というテーマで開催された。採択された発題者は 4 名であった。まず、発表ごとに内容についての質疑応答の時間をとった。その後、4 人相互に質問しあった後、コーディネーターからテーマに沿った質問によって議論を展開した。最後には、4 人から追加のコメントをもらったうえで、コーディネーターが若干のまとめを行った。

各報告者の発表テーマは、①市町村高齢者虐待対応評価ガイドの開発－評価ガイドの開発において事務者は何を重視したか－／水上然氏・黒田研二氏（大阪府立大学）、②地域における「保証機能」の新たな展開－障害者家族会による保証機能の補填を模索する－／篠本耕二氏（NPO 法人笛吹市障がい者を支える会）③人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割に関する研究－精神保健福祉領域における実践過程を通して－／岩崎香氏（早稲田大学）、④ソーシャルワーク実践としての権利擁護－概念の理論的研究と実践の接点を問う－／小西加保留（関西学院大学）、であった。前半の 2 本が実際の取り組みからのアプローチ、後半の 2 本が理論研究からのアプローチという構成となっている。

全体で共有した討議においては、有意義な議論が展開されテーマが深まった。そこで取り上げられた内容について、要約的に紹介しておきたい。

ソーシャルワークにおけるアドボカシーとは、ミクロからメゾ、マクロへという展開性を内包すべきであるという議論がなされた。各システムごとの単体での取り組みにとどめてはならない。とりわけ、クライアントの生活に甚大な影響を与える制度的障壁の除去等を含めた環境の変革を志向することが不可欠ということであった。また、アドボカシーを担うソーシャルワーカーの立ち位置についても議論となった。ソーシャルワーカー自身もクライアントの環境の側に含まれる存在であることによる影響は看過できない。さらに、法的根拠や権限を持たないソーシャルワーカーが権利擁護に携わることは、一体何を擁護することなのか問われることになる。だからこそ、ソーシャルワーカーが担う権利擁護を追求することは、ソーシャルワークの本質に迫るアプローチになりうるものがフロアも交えて活発に議論された。

最後に、特定課題セッションの可能性について触れておきたい。このセッションは、既定の枠の中での研究発表ではなく、新しい課題や最先端の研究に焦点を当てることができ、さらにその場で議論ができる点に大きな特徴がある。その意味では、テーマ設定に大きな価値があり、また会員の積極的な参画があってこそ成り立つ企画といえる。

特定課題セッションが、学会において今求められる議論の活性化につながることを期待したい。